

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成27年(2015年)9月27日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 9月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 9月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】区分所有建物の区分所有者の1人Xが同じく区分所有者で,共用部分を第三者に賃貸して賃料を得たYに対し不当利得返還請求権に基づき賃料中共用部分に係るXの持分割合相当額の金員等の支払を求めたところ,同請求権は行使できないとして請求が棄却された事例(平成27年9月18日最高裁平成25年(受)第843号)

【2】X社の従業員Aは盗んだ預金通帳と届出印でY銀行のXの普通預金口座から290万円を払戻した。原審はXの請求権とY銀行の損害賠償請求権を相殺しXの請求を一部認めたが,控訴審では,債権の準占有者への弁済を理由としてXの請求を全て棄却(平成26年12月18日福岡高裁平成26年(ネ)第634号,第754号)

【3】A(国会議員)は投資匿名組合への出資を勧誘され出資金を支払ったが,これが出資金の詐取であるとして,その損害賠償請求権をXへ譲渡し,Xが提訴した。Xには営業の実態も,債権譲渡代金の支払資力もなく,債権譲渡は訴訟信託に該当し無効としてXの請求を棄却(平成26年9月30日東京地裁平成24年(ワ)第34904号)

【4】本件マンションを賃貸しているX社は,居住するY夫婦の子が建物部分を汚したり廊下で大便を漏らしたりしたため,本件賃貸借契約の解除,Yらの監督義務者の責任に基づく損害賠償を請求した。本件は解除の効力は否定,監督義務の懈怠を認め一部損害を認容した(平成27年2月24日東京地裁平成26年(ワ)第20486号)

(商事法)

【5】A社は虚偽の売上高,経常利益,当期純利益等を記載して有価証券報告書等を提出。A社株を取得した一般投資家Xからは虚偽記載がなければ株式を取得しなかったとしてAの取締役Yらに損害賠償を求めたところ,取得価額と処分価額との差額等が損害として認定された(平成25年7月9日東京地裁平成21年(ワ)第24606号)

(知的財産)

【6】特許出願人である原告が拒絶査定不服審判の拒絶審決の取消を求めた事案であって,「記憶・学習能力の低下予防又は改善作用を有する」という引用発明に基づいて「うつ症状の改善のため」の本願補正発明の構成に至ることは容易ではないとして審決を取消した事例(平成27年8月20日知財高裁平成26年(行ケ)第10182号)

【7】特許発明と対比する対象である主引用例に記載された主引用発明が異なる場合も,主引用発明が同一でこれに組み合わせる公知あるいは周知技術が異なる場合も,いずれも異なる無効理由であるとして,一事不再理を理由として却下した審決を取消した(平成27年8月26日知財高裁平成26年(行ケ)第10235号)

【8】音楽著作物を管理する原告が,カラオケ装置のリース業者代表者の被告(個人)に著作権侵害を理由に損害賠償を求めた事案。破産免責を受けている被告の場合,損害賠償請求権の認定には被告の側に「悪意」の存在が必要だが,それが認められないとして請求を棄却(平成27年8月27日大阪地裁平成24年(ワ)第9838号)

【9】原告が被告に対し,本件文書の所有権は原告にあるとして本件文書の返還及び本件文書を使用した薬品類の製造販売の禁止を求めた事案。本件文書の所有権が原告に帰属するとは認められず,それを前提とした原告の主張には理由がないとして請求を棄却(平成27年9月3日東京地裁平成26年(ワ)第22625号)

(民事手続)

【10】Xが,貸金業者A社との間で,Aの残債務の存在を認める確認条項及び清算条項を含む特定調停が成立した後に,Aを吸収合併したYとの間の継続的な金銭消費貸借取引に係る過払金等を請求した事案で,同特定調停によって過払金請求権は消滅しないとされた(平成27年9月15日最高裁平成25年(受)第1989号)

【11】金銭債権支払請求の訴えにおいて,債権の一部につき勝訴の見込みがなくもないとしてその部分に対応する訴え提起の手数料に訴訟上の救助を付与する決定が確定した場合,手数料納付のないことを理由に減縮後の請求に係る訴えを却下することは許されないと判示(平成27年9月18日最高裁平成25年(受)第2331号)

【12】早期退職支援制度の一環としての「つなぎ年金」が、労務の対価としての給与の性質を有さず、早期退職にあたり付与された特別の利益であり、差押禁止財産には該当しないとされた事例(平成26年4月24日東京高裁平成25年(ネ)第5826号)

(刑事法)

【13】傷害致死被告事件において弁護人が刑訴法48条3項は弁護人が最終弁論前に公判調書を謄写する機会を奪うものであり憲法31条に違反すること等を理由に上告したが、公判調書を整理すべき期間をどのように定めるかは憲法31条と直接には関係しないとして上告を棄却(平成27年8月25日最高裁平成26年(あ)第1045号)

【14】詐欺を働いていた組織が、元々は詐欺を実行目的としていなかったとしても又その構成員の一部に詐欺行為への負担認識がなかったとしても組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律でいう「詐欺罪に当たる行為を実行するための組織」に当たるとされた(平成27年9月15日最高裁平成27年(あ)第177号)

【15】強姦罪等で服役中に真犯人が逮捕され検察官申立てによる再審で無罪判決が確定した原告が、取調べに違法があったとして国、県、警察官、検察官を被告として国賠法1条1項に基づき連帯して損害金を請求したところ、県に対する請求の一部のみ認められた事例(平成27年3月9日富山地裁平成21年(ワ)第267号)

【16】鹿児島県議会選挙での選挙違反事件で起訴され、その後無罪判決ないし控訴棄却決定を受けた被告人13人ないしその相続人が国及び県に国賠法に基づき損害賠償を求めた事案。警察の取調の違法、検察官の職務上の注意義務違反等を認め請求の一部を認容(平成27年5月15日鹿児島地裁平成19年(ワ)第1093号)

(公法)

【17】八王子市から借受けた建物でと畜場を運営していた事業協同組合である原告が、市長が建物貸付契約終了と共にと畜場設置許可を取消し、と畜場法14条規定のと殺等の検査を行わせなかったため、これら処分の取消を求めたところ、いずれの請求も認容された事例(平成25年2月26日東京地裁平成24年(行ウ)第223号)

(社会法)

【18】在外被爆者が日本国外で医療を受けた場合における、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律18条1項(一般疾病医療費の支給について定める)の適用の有無について、これを肯定した事例(平成27年9月8日最高裁平成26年(行ヒ)第406号)

【19】市庁舎の一部を組合事務所として使ってきた労働組合に対し、市長が同施設の使用を不許可とし、組合への便宜供与を認めないとする条例を定める等したため同組合がその取消を求めた事案。市長の処分を違法とし、同条例は憲法、労働組合法に違反して無効とした(平成26年9月10日大阪地裁平成24年(行ウ)第49号、平成24年(ワ)第4909号、平成25年(行ウ)第75号、平成26年(行ウ)第59号)

(その他)

【20】XのCに対する敷金差押え命令申立てのためCの賃貸人Yに弁護士会を介して照会事項の報告を求めたところYがこれを拒否したため、Xが慰謝料支払と報告義務の確認を求めた事案。Yの不法行為がないため、報告義務の有無を裁判所が判断する必要はないとして却下(平成27年3月27日東京地裁平成26年(ワ)第27949号)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最二判平成27年9月18日 最高裁HP

平成25年(受)第843号 不当利得返還請求事件(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/327/085327_hanrei.pdf

(裁判要旨)

区分所有建物の区分所有者の1人であるXが、同建物の区分所有者であり、共用部分を第三者に賃貸して賃料を得たYに対し、不当利得返還請求権に基づいて、同賃料のうち共用部分に係るXの持分割合相当額の金員等の支払を求める事案において、「一部の区分所有者が共用部分を第三者に賃貸して得た賃料につき生ずる不当利得返還請求権を区分所有者の団体のみが行使することができる旨の集会の決議又は規約の定めがある場合には、各区分所有者は、上記請求権を行使することができない」と判示して、Xの請求を棄却した事例。

(理由)

建物の区分所有等に関する法律は、区分所有者が、全員で、建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うための団体(区分所有者の団体)を構成する旨を規定し(3条前段)、この団体の意思決定機関としての集会の招集手続並びに決議の方法及び効力等や、この団体の自治的規範としての規約の設定の手続及び効力等を規定している(第1章第5節)。また、同法18条1項本文及び2項は、区分所有者に建物の区分所有という共同の目的があり、この共同目的達成の手段として共用部分が区分所有者全員の共有に属するものとされているという特殊性に鑑みて、共用部分の管理に関する事項は集会の決議で決するか、又は規約で定めをする旨を規定し、共用部分の管理を団体的規制に服させている。そして、共用部分を第三者に賃貸することは共用部分の管理に関する事項に当たるところ、上記請求権は、共用部分の第三者に対する賃貸による収益を得ることができなかつたという区分所有者の損失を回復するためのものであるから、共用部分の管理と密接に関連するものであるといえる。そうすると、区分所有者の団体は、区分所有者の団体のみが上記請求権を行使することができる旨を集会で決議し、又は規約で定めることができるものと解される。そして、上記の集会の決議又は規約の定めがある場合には、各区分所有者は、上記請求権を行使することができないものと解するのが相当である。

そして、共用部分の管理を団体的規制に服させている上記のような建物の区分所有等に関する法律の趣旨に照らすと、区分所有者の団体の執行機関である管理者が共用部分の管理を行い、共用部分を使用させることができる旨の集会の決議又は規約の定めがある場合には、上記の集会の決議又は規約の定めは、区分所有者の団体のみが上記請求権を行使することができる旨を含むものと解される。

(2) 福岡高判平成26年12月18日 金法2024号88頁

平成26年(ネ)第634号,同第754号 預金払戻等請求控訴,同附帯控訴事件(原判決取消・請求棄却)

土木建築工事の請負等を業とするX有限会社の従業員Aは、X社の代表者Bが鞆に入れるなどして保管・管理していた預金通帳と届出印を窃取した上、Y銀行甲支店に赴き、上記通帳と届出印を使用して、Y銀行乙支店で開設されていたX社名義の普通預金口座から合計290万円を払い戻した。本件は、X社が、Y銀行に対し、同払戻しは無権限者に対するもので無効であると主張して、被害回復未了の245万円(45万円は被害回復がなされている)の預金払戻を請求した事案である。原審は、上記払戻しは無効であり、X社は、Y銀行に対し、預金契約に基づき被害回復未了分の預金245万円の払戻しを受ける権利を有する一方、Y銀行もAの使用人であるX社に対し、民法715条に基づく損害賠償請求権を有し、その過失相殺割合は5割と認められるところ、Y銀行の相殺の意思表示により、両債権が対等額で消滅したとして、122万5000円の限度でX社の請求を認容した。これを不服とするY銀行は控訴し、X社が附帯控訴をした。

本判決は、Y銀行の過失の有無について、銀行の窓口においては大量の預金払戻等の事務を迅速かつ円滑に処理する必要があることから、真正な預金通帳および真正な届出印が押印された払戻請求書を用いて預金払戻請求が行われた場合、当該払戻請求をした者が正当な権限者でないことと疑うべき特段の事情が認められない限り、当該払戻請求が正当な権限のない者により行われたものであったとしても、これに依じて払戻しをした銀行に過失がなく、当該払戻しは、民法478条所定の債権の準占有者に対する弁済としてその効力を有すると判示した上で、X社の従業員であることを示す自身の名刺と自身の顔写真付運転免許証を提示して払戻し手続が終わるまでこれらをY銀行の窓口担当者に預けたこと、同窓口担当者から、会社に在籍確認をしたい旨告げられると、「会社に電話しても誰もいないし、電話しても自分に転送される」旨説明したこと、同窓口担当者が、上司に払戻しの可否について相談をしている間、Y銀行甲支店のロビーのソファに座って待っていたことなどの諸点に鑑み、本件においては特段の事情はなく、上記払戻しは債権の準占有者に対する弁済として有効であると述べ、原判決を取り消し、X社の請求を棄却した。

(3)東京地判平成26年9月30日 判例タイムズ1414号349頁

平成24年(ワ)第34904号 譲受債権請求本訴事件,平成25年(ワ)第24529号 損害賠償請求反訴事件(本訴一部認容,反訴請求棄却(控訴))

投資ファンドの運営を目的とする有限会社(Y2)の代表者(Y1)は,国会議員Aに株式会社Y3(代表者Y4)等への投資等を目的とする匿名組合(Y2が営業者)への出資を勧誘し,Aは,Y2との間で匿名組合契約を締結し出資金を支払ったが,Y4らが共謀のうえ,Aから当該出資金を詐取するなどしたのであり,AはY4らに対し不法行為に基づく損害賠償請求権を有しており,XがAから同請求権を譲り受けたとして,Y4らに対し,出資金相当額の損害賠償を請求した。

本判決は,AのXに対する債権譲渡について,Aは,自ら本件訴訟を提起することは好ましくないという考えから,Xに債権譲渡をした上,従前Aの代理人であった弁護士らを訴訟代理人としてXによる本件訴訟を提起させたこと,Xには営業の実態及びめぼしい資産もなく,本件訴訟で勝訴して請求債権を回収しない限り,Xが債権譲渡代金を支払うことは事実上不可能であること等のことから,AのXに対する債権譲渡は,Aが自ら原告となって本件訴訟を提起,追行することを殊更に回避するために,訴訟の帰すうに伴う実質的な計算関係をAに帰属させつつ単に対外上Xの名をもって訴訟を提起,追行する手段として行われたものであり,訴訟信託に該当し無効であると判示し,Xの請求を棄却した。

(4)東京地判平成27年2月24日 判例時報2260号73頁

平成26年(ワ)第20486号 建物明渡等請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))

X株式会社は,Y1に対し,マンション内の建物部分(本件建物)を賃貸し(迷惑行為,使用規則違反等を禁止し解除原因とする特約あり),Y1は,妻Y2,子A(当時6歳)と居住していたところ,Aはマンション内の他の建物部分のドアにマニキュアを付け,廊下で大便をもらし,ご飯等を放置することがあり,Xはマンション内に監視カメラを設置し,上記行為を確認した。Xは,本件賃貸借契約を解除し,Y1に対し,本件建物の明渡し,Y4らに対し責任無能力者の監督義務者の責任に基づき損害賠償を請求した。

本判決は,解除についてはAが当時6歳であったこと,信頼関係が破壊されたとまではいえないとして効力を否定し,監督義務者の責任についてはAの行為が不法行為を構成するとした上でY4らに監督義務の懈怠があったとして,廊下の張り替え費,特別清掃費等として9万2880円,弁護士費用1万円の合計10万円余りの限度で支払を認めた。

なお,Xは,Aの行為により恐怖心が生じた他の居住者を一時ホテルや他の居室へ避難させるなどしたが当該居住者は退去した。Xはそのことによって生じた損害160万円余りについても請求したが,不法行為との相当因果関係が認められないとしてしりぞけた。

請求=187万1645円(弁護士費用17万円含む),認容=10万2880円

【商事法】

(5)東京地判平成25年7月9日 判例タイムズ1414号365頁

平成21年(ワ)第24606号 損害賠償請求事件(認容・確定)

株式会社A(コンピュータに関する各種ソフトウェアの開発,販売,販売代理,仲介及びコンサルタント業務等を目的とする会社)は,売上高,経常利益,当期純利益,総資産額等について虚偽記載等のある有価証券報告書等を提出し,同報告書等の公衆縦覧後にAの株式を市場において取得した一般投資家Xらが,本件虚偽記載等がなければ株式を取得することはなかったとして,同報告書等の提出当時のAの取締役Y4らに対し,金融商品取引法第24条の4及び第24条の5第5項において準用する同法第22条に基づき損害賠償を求めた。

本判決は,同報告書等の記載は,同法第24条の4の「重要な事項についての虚偽の記載」に当たるとし,さらに,Xらが同報告書等の縦覧期間中に,同報告書等の記載が虚偽であることを知らないでAの株式を取得した者に当たり,当該虚偽記載等がなければ株式を取得しなかったであろうと認められるとし,本件では,本件虚偽記載等の公表の事実とAが民事再生手続開始の申立ての事実とがあいまってAの株式の市場価額が下落したが,後者の事実は,同報告書等の虚偽記載等及びその公表に起因するものと推認するのが相当で,本件虚偽記載等とは無関係な要因に基づく株式の市場価額の下落分としてXらの損害額から控除すべきものが存在すると認めるに足りる証拠はないとして,取得価額と処分価額との差額,または,取得価額と事実審の口頭弁論終結時の株式の市場価額の差額を損害として認めた。

【知的財産】

(6)知財高判平成27年8月20日 裁判所HP

平成26年(行ケ)第10182号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/283/085283_hanrei.pdf

特許出願人である原告が拒絶査定不服審判の拒絶審決の取消を求めた事案であって,「記憶・学習能力の低下予防又は改善作用を有する」という引用発明に基づいて「うつ症状の改善のため」の本願補正発明の構成に至るこ

とは容易ではないとして、審決を取消した事案。

本願補正発明と引用発明2とは、構成脂肪酸の一部又は全部がアラキドン酸であるトリグリセリドを含んで成る医薬組成物である点で一致するが、本願補正発明は、「うつ症状の改善のため」のものであるのに対し、引用発明2は、「記憶・学習能力の予防又は改善作用を有する」ものである点(以下「相違点」という。)で相違する。

確かに、引用例2には、「構成脂肪酸の一部又は全部がアラキドン酸であるトリグリセリド」を用いて、「脳機能の低下に起因する症状あるいは疾患」の予防又は改善を行うことが記載され、当該症状あるいは疾患として、「記憶・学習能力の低下、認知能力の低下、感情障害(たとえば、うつ病)、知的障害(たとえば、痴呆、具体的にアルツハイマー型痴呆、脳血管性痴呆)」等が記載されている。

しかし、本願出願日当時、記憶・学習能力の低下の改善とうつ病の改善との関連、又は、うつ病と海馬組織中のアラキドン酸含有量との関連についての技術常識があったと認めることができないことを前提とすれば、引用例2に接した当業者は、引用例2の実施例3の老齢ラットのモリス型水迷路試験の結果に基づいて、「構成脂肪酸の一部又は全部がアラキドン酸であるトリグリセリド」を用いることにより、「記憶・学習能力の低下」が改善されることは認識できるものの、さらに「うつ病」が改善されることまでは認識できないというべきである。

そして、うつ病と、記憶障害が中核症状である認知症とは、その病態が異なり、本願出願日当時、記憶・学習能力の低下を改善する薬が、うつ病をも改善するとの効果を有するとの技術常識が存在していたとは認められないことからすれば、引用例2に接した当業者が、引用例2に記載された「脳機能の低下に起因する症状あるいは疾患」に含まれる多数の症状・疾患の中から、特に「うつ病」を選択して、「構成脂肪酸の一部又は全部がアラキドン酸であるトリグリセリド」を用いて、うつ病の症状である「うつ症状」が改善されるかを確認しようとする動機付けがあるということとはできない。

そうすると、引用例2に基づいて、相違点に係る本願補正発明の構成に至ることが容易であるということとはできず、本件審決のこの点に関する判断には誤りがあるというべきである。

(7)知財高判平成27年8月26日 裁判所HP

平成26年(行ケ)第10235号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/295/085295_hanrei.pdf

特許無効審判の請求人である原告が請求却下審決の取消を求めた事案であって、「本件審判における特許法29条2項による無効理由は、第2審決と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判請求であり、一事不再理効に反し許されない」として本件審判について実質的な判断をせずに本件審判請求を却下した本件審決の判断には誤りがあるとして、審決を取消した事案。

特許発明が出願時における公知技術から容易想到であったというためには、当該特許発明と、対比する対象である引用例(主引用例)に記載された発明(主引用発明)とを対比して、当該特許発明と主引用発明との一致点及び相違点を認定した上で、当業者が主引用発明に他の公知技術又は周知技術とを組み合わせることによって、主引用発明と、相違点に係る他の公知技術又は周知技術の構成を組み合わせることが、当業者において容易に想到することができたことを示すことが必要である。そして、特許発明と対比する対象である主引用例に記載された主引用発明が異なれば、特許発明との一致点及び相違点の認定が異なることになり、これに基づいて行われる容易想到性の判断の内容も異なることになるのであるから、主引用発明が異なれば、無効理由も異なることは当然である。

これを本件についてみれば、本件発明1と甲1文献に記載された主引用発明とは、水酸化ナトリウム水溶液とキレート剤を含む洗浄剤組成物の点で一致し(水酸化ナトリウムの含有量も重複している。)、キレート剤として、本件発明1が「アスパラギン酸二酢酸塩類及び/またはグルタミン酸二酢酸及びグリコール酸ナトリウムを含有」するのに対し、甲1文献に記載された主引用発明は、EDTA等であり、キレート剤の組成において相違するものと認められる。これに対し、本件発明1と第2審判における主引用発明との一致点及び相違点は、これとは明らかに異なるものである。

また、主引用例は、特許発明の出願時における公知技術を示すものであればよいのであるから、甲1文献のように出願時における周知技術を示す文献であっても、主引用例になり得ることも明らかであり、これを主引用例たり得ないとする理由はない。さらに、主引用発明が同一であったとしても、主引用発明に組み合わせる公知技術又は周知技術が実質的に異なれば、発明の容易想到性の判断における具体的な論理構成が異なることとなるのであるから、これによっても無効理由は異なるものとなる。

よって、特許発明と対比する対象である主引用例に記載された主引用発明が異なる場合も、主引用発明が同一で、これに組み合わせる公知技術あるいは周知技術が異なる場合も、いずれも異なる無効理由となるというべきであり、これらは、特許法167条にいう「同一の事実及び同一の証拠」に基づく審判請求ということとはできない。

(8)大阪地判平成27年8月27日 裁判所HP

平成24年(ワ)第9838号 著作権侵害差止等請求事件(棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/307/085307_hanrei.pdf

音楽著作物(歌詞・楽曲)の著作権者から信託を受けて、音楽著作物を管理している原告が、カラオケ装置のリース業者である株式会社ミュージアル(訴外会社)の代表者であった被告(個人)に対し、著作権(演奏権、上映権)侵害を理由として、民法709条に基づき4012万2390円の支払を求めた事案。

カラオケ装置のリース業者は、カラオケ装置のリース契約を締結した場合において、当該装置が専ら音楽著作物を上映し又は演奏して公衆に直接見せ又は聞かせるために使用されるものであるときは、リース契約の相手方に対し、当該音楽著作物の著作権者との間で著作物利用許諾契約を締結すべきことを告知するだけでなく、上記相手方が当該著作権者との間で著作物利用許諾契約を締結し又は申込みをしたことを確認した上でカラオケ装置を引き渡すべき条理上の注意義務を負うものと解するのが相当である(最高裁平成13年3月2日第二小法廷判決)から、各店舗の経営者によって著作権侵害に使用されたカラオケ装置をリースしていた訴外会社は、上記注意義務に違反していたのであれば、これによって、各店舗の経営者による著作権侵害行為を助する不法行為をなしていたといえることができるが、被告が破産免責を受けていることからすると、原告の被告に対する不法行為に基づく損害賠償請求権が認められるためには、その損害賠償請求権が単なる不法行為に基づくものではなく、「悪意で加えた不法行為に基づく」もの(破産法253条1項2号)であることが必要であるところ、訴外会社については被告の行為がいかに非難に値しようとも、それは他者の利益を顧みずに自らの利益を図ったということにすぎず、そのような行為の結果として無許諾店舗の経営者による原告の管理著作物についての権利侵害が起きようとも、これをもって、原告の権利侵害に向けた積極的な害意、すなわち破産法253条1項2号にいう「悪意」があるとは認められないといえるべきである、として本件請求は棄却された。

(9)東京地判平成27年9月3日 裁判所HP

平成26年(ワ)第22625号 共有著作物の無断利用事件(棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/305/085305_hanrei.pdf

原告が、被告に対し、原告が本件文書の所有権を有すると主張して、所有権に基づき、本件文書の返還及び本件文書を使用した薬品類の製造販売の禁止を求めた事案。

本件文書は本件契約に基づいて被告の従業員が原告の事業所において関与した実験のデータや製造の方法が記載されたポイントストリップフェリチン500等に関する製造手順書ないし製品標準書であり、本件契約の下で上記医薬品を原告が製造し、被告が販売するために必要な書類であるところ、本件契約上、実験データや製造ノウハウが原告のみに帰属する旨の約定はなく、かえって、特許、実用新案登録等を受ける権利及びこれらに基づき取得する特許権等は原告と被告の共有とされていることに照らすと、実験データや製造ノウハウが原告のみに帰属するとは考え難い。また、本件契約は本件事業に関して原告が被告に対しコンサルタント、ノウハウの提供等の業務を委託したものであり、本件契約による成果物が原告に帰属する請負契約とみることもできない。したがって、これら実験データ等ないしこれが記載された本件文書の所有権が原告に帰属するとは認められず、原告が本件文書の所有権を有することを前提とする本件文書の返還請求及び本件文書を使用した製品の製造販売の禁止請求は理由がない、として本件請求は棄却された。

【民事手続】

(10)最三判平成27年9月15日 最高裁HP

平成25年(受)第1989号 不当利得返還請求事件(原判決変更)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/318/085318_hanrei.pdf

(裁判要旨)

Xが、貸金業者である株式会社Aとの間の、特定調停手続において、借主の貸金業者に対する残債務の存在を認める旨の確認条項及びいわゆる清算条項を含む特定調停が成立した後に、A外1社及び両社を吸収合併したYとの間の継続的な各金銭消費貸借取引に係る過払金等を請求した事案において、上記調停が全体として公序良俗に反するものとはいえないとされた事例。

(理由)

特定調停手続は、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済的再生に資するため、債務者が負っている金銭債務に係る利害関係の調整を促進することを目的とするものであり、特定債務者の有する金銭債権の有無やその内容を確定等することを当然には予定していないといえる。本件調停における調停の目的は、A取引のうち特定の期間内にXがAから借り受けた借入金等の債務であると文言上明記され、本件調停の調停条項である本件確認条項及び本件清算条項も、上記調停の目的を前提とするものであるといえる。したがって、上記各条項の対象であるXとAとの間の権利

義務関係も、特定債務者であるXのAに対する上記借入金等の債務に限られ、A取引によって生ずるXのAに対する過払金返還請求権等の債権はこれに含まれないと解するのが相当である。そして、本件確認条項は、上記借入金等の残債務として、上記特定の期間内の借受け及びこれに対する返済を利息制限法所定の制限利率に引き直して計算した残元利金を超えない金額の支払義務を確認する内容のものであって、それ自体が同法に違反するものとはいえない。また、本件清算条項に、A取引全体によって生ずるXのAに対する過払金返還請求権等の債権を特に対象とする旨の文言はないから、これによって同債権が消滅等するとはいえない。

(11) 最二判平成27年9月18日 最高裁HP

平成25年(受)第2331号 損害賠償請求事件(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/326/085326_hanrei.pdf

(裁判要旨)

金銭債権の支払を請求する訴えの提起時にされた訴訟上の救助の申立てに対し、当該債権の数量的な一部について勝訴の見込みがないとはいえないことを理由として、その部分に対応する訴え提起の手数料につき訴訟上の救助を付与する決定が確定した場合において、請求が上記数量的な一部に減縮されたときは、訴え提起の手数料が納付されていないことを理由に減縮後の請求に係る訴えを却下することは許されないと解すべきである。

(理由)

訴えに係る金銭債権の数量的な一部について勝訴の見込みがないとはいえず、かつ、これに対応する訴え提起の手数料を支払う資力がないか、又はその支払により生活に著しい支障を生ずる場合には、当該部分に対応する訴え提起の手数料につき訴訟上の救助を付与する決定(以下「一部救助決定」という。)をすることができるが、これは、当該債権の数量的な一部に限ってではあるものの、正当な権利を有する可能性がありながら無資力のために十分な保護を受けられない者を社会政策的な観点から救済するという訴訟上の救助の制度趣旨に沿うものといえる。そうすると、訴え提起時にされた訴訟上の救助の申立てに対する一部救助決定には、勝訴の見込みがないとはいえないとされた数量的な一部に請求が減縮された場合、これに対応する訴え提起の手数料全額の支払を猶予し、その結果、訴え提起時の請求に対応するその余の訴え提起の手数料の納付がされなくても、減縮後の請求に係る訴えを適法とする趣旨が含まれるものというべきである。このように解しないと、上記のとおり請求が減縮された場合であっても、一部救助決定をした裁判所は、勝訴の見込みがないとされた部分を含む訴え提起時の請求に対応する訴え提起の手数料が納付されない限り、減縮後の請求に係る訴えをも不適法であると判断せざるを得ないこととなり、そもそも一部救助決定をすることを認めた訴訟上の救助の制度趣旨に反することとなる。

(12) 東京高判平成26年4月24日 判例タイムズ1414号155頁

平成25年(ネ)第5826号 不当利得返還等請求控訴事件(一部取消、自判、一部訴え却下、一部控訴棄却(確定))

破産者は、勤務先の早期退職支援制度の適用を受けて退職し、同制度に基づき10年間、退職後収入と退職前収入との差額を「つなぎ年金」として受給することになったが、同人について破産手続が開始したため、破産管財人が、本件つなぎ年金のうち支給時期の到来したものを順次破産財団に組み入れたのに対し、同手続開始後に破産者と離婚をし、破産者が本件つなぎ年金の給付を受けたときは、その給付額の2分の1相当額を支払う旨の合意をした元妻が、破産管財人に対し、本件つなぎ年金の給付請求権は、民事執行法152条1項2号所定の退職年金又はこれらの性質を有する給与に係る債権に該当するので、その4分の3に相当する部分は破産財団を構成しない(破産法34条3項2号)と主張し、本件合意により元妻に分与されるべき金額に相当する金員の支払いを求めた(破産者に対する財産分与請求権を被保全債権とする債権者代位により、破産者の破産管財人に対する不当利得返還請求権を根拠とする)。本判決は、早期退職支援制度の内容に照らせば、本件つなぎ年金の給付請求権は、労務の対価たる給与の資質があるとはいえず、むしろ、早期退職の代償として付与される特別の利益とみるのが相当であり、民事執行法152条1項2号所定の差押禁止財産に該当せず、その全額が破産財団を構成するとしたうえで、財産分与の合意は、本件つなぎ年金の給付請求権が破産財団を構成することを前提に、その給付請求権が破産財団から放棄されるなどして破産者自ら本件つなぎ年金を直接受領するようになることを停止条件とする合意と解されるから、上記停止条件が成就していない以上、元妻は、破産者に代位できず当事者適格を欠くとして訴えを却下した。

【刑事法】

(13) 最一決平成27年8月25日 最高裁HP

平成26年(あ)第1045号 傷害致死被告事件(上告棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/298/085298_hanrei.pdf

(要旨)

公判調書の整理期間に関する刑訴法48条3項と憲法31条との関係

(事案)

傷害致死被告事件において、弁護人が、刑法48条3項は、弁護人が最終弁論前に公判調書を謄写する機会を奪うものであって、憲法31条に違反すること等を理由に、上告した。

(判旨)

同法48条1項により公判調書を作成する本来の目的は、公判期日における審判に関する重要な事項を明らかにし、その訴訟手続の公正を担保することや、上訴審に原判決の当否を審査するための資料を提供することなどにあると解されるところ、公判調書を整理すべき期間を具体的にどのように定めるかは、憲法31条の刑事裁判における適正手続の保障と直接には関係のない事項であるから、所論は、前提を欠き、刑法405条の上告理由に当たらず、上告を棄却する。

(14) 最三決平成27年9月15日 最高裁HP

平成27年(あ)第177号 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被告事件(上告棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/320/085320_hanrei.pdf

(要旨)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成23年法律第74号による改正前のもの)3条1項9号にいう「詐欺罪に当たる行為を実行するための組織」に当たるとされた事例

(事案)

被告人は、株式会社A(以下「A」という。)の実質オーナーであるが、Aは、会員制リゾートクラブであるBの会員権販売等を共同の目的とする多数人の継続的結合体であって、その目的を実現する行為を組織により反復して行っていた団体であるところ、被告人は、Aの従業員Cらと共謀の上、Aの活動として、Cらをその構成員とする組織により、真実はAが大幅な債務超過の状態にあり、施設利用預託金の5年後の返還及び付与された宿泊ポイントの未利用分の払戻しに応じる意思も能力もないのに、(1)被害者に対し、Aの営業員、電話勧誘員において、「預託金は5年後に戻ります。」「使い切れなかったポイントは現金で換金することが可能となっています。」などと嘘を言い、被害者らをして、施設利用預託金の5年後の返還及び付与された宿泊ポイントの未利用分の払戻しが確実に受けられる旨誤信させ、被害者らから現金2億6999万円余の交付等を受け、(2)既にBに施設利用預託金及び施設利用料を支払わせていた会員に対し、既存会員資格より上級のコースに再入会させる「グレードアップ」等を勧めて同会員らへの施設利用預託金の返還及び宿泊ポイントの未利用分の払戻しの履行期限を延期する財産上の利益を得るとともに、新たにグレードアップするコースの施設利用預託金・利用料と既に支払済みの施設利用預託金及び宿泊ポイント未利用分との差額の金銭を詐取しようと考え、被害者らに対し、Aの営業員・電話勧誘員において、「銀行に預けるよりもお得ですし、損することはありません。」などと嘘を言い、被害者らをして、グレードアップしたコースの施設利用預託金の5年後の返還・宿泊ポイントの未利用分の払戻しが確実に受けられる旨誤信させ、被害者らから現金1億3581万円余の交付等を受けるとともに、被害者らから1億5470万円余の返還の履行期限の延期を受けた。

弁護人が控訴し、原判決は、Aの末端の営業員らは詐欺行為に加担している認識があったとまでは認定できないとしたものの、組織的詐欺罪の成立を肯定するためには、「団体の構成員全員が、指揮命令系統の末端に至るまで詐欺の故意を有し、詐欺行為の実行を目的として結合している必要はなく、団体の主要な構成員が上記のような結合体を構成していれば足りる」との法令解釈を示した上、本件においては、被告人に加えて、Cを始めとするAの主要な構成員につき、金銭詐取の故意を共有するに至ったと認定でき、それ以降に行われた本件詐欺の各行為は、Aという団体の意思決定に基づき、詐欺を実行するための組織により行われたと評価できるから、同旨の認定をしたものと理解可能な第1審判決の認定は結論において正当であるとした。

弁護人は、組織的詐欺罪の成立を認めるためには、「団体の構成員全員が、自らその団体の活動に参加する意思を抱き、そのような構成員全員の意思が結合することで、犯罪組織を形成する必要がある」との前提に立ち、Aの一般の営業員や電話勧誘員には、詐欺行為に加担しているとの認識がなかったし、構成員全員の意思の結合は認められないから、組織的詐欺罪の成立を認めた原判決の法令の解釈適用には、判決に影響を及ぼすべき誤りがある旨主張し、上告した。

(判旨)

被告人はもとより、Cを始めとするAの主要な構成員にあっては、Aが実質的な破綻状態にあり、集めた預託金等を返還する能力がないことを認識した以降も、組織による営業活動として、Bの施設利用預託金・施設利用料の名目で金銭を集める行為を継続したというのであるから上記時点以降、上記営業活動は、客観的にはすべて「人を欺いて財物を交付」させる行為に当たることとなるから、そのような行為を実行することを目的として成り立っている上記組織は、「詐欺罪に当たる行為を実行するための組織」に当たることになったというべきであり、上記組織が、元々は詐欺罪に当たる行為を実行するための組織でなかったからといって、また、上記組織の中に詐欺行為に加担している認識のない営業員や電話勧誘員がいたからといって、別異に解すべき理由はない。

よって、本件詐欺行為は、Aという団体の活動として、詐欺罪に当たる行為を実行するための組織により行われた

と認められるから、原判決は正当であり、上告を棄却する。

(15) 富山地判平成27年3月9日 判例時報2261号11頁

平成21年(ワ)第267号 損害賠償請求事件(一部認容(確定)) (氷見国賠事件第1審判決)

富山県氷見市で平成14年1月に発生した強姦事件及び同年3月に発生した強姦未遂事件につき逮捕、勾留、公訴提起され、有罪判決を受けて服役したが、服役後真犯人が逮捕されたことから、検察官申立による再審により無罪判決が確定した原告が、取り調べを行った富山県警の警察官や検察官による取調べ等に違法があったとして、富山県や国、担当警察官及び検察官を被告として、国家賠償法1条1項に基づき、連帯して、損害金合計1億440万3952円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めた事案において、担当警察官において原告が犯行状況の主要な部分についてはほとんど何も供述できないことを認識していたというべきで、その報告を受けていた刑事課長ら捜査幹部も同じであると言えるにもかかわらず、漫然と原告の供述を録取し、自白にかかる調書や図面等を作成したものであり、暴行、脅迫、偽計、利益供与等により獲得された供述であることを知りながら敢えて調書に録取した場合と同様に、警察官に認められた裁量を逸脱、濫用したものととして、書面等の作成自体が国賠法上違法となる、などと判示して、県に対する請求の一部(1966万7733円及びこれに対する遅延損害金)を認め、国及び公務員個人に対する請求を棄却した事例。

(16) 鹿児島地判平成27年5月15日 判例時報2263号3頁

平成19年(ワ)第1093号 国家賠償請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

県議会議員選挙の候補者及びその関係者が、選挙区内の選挙人らを集めて、少なくとも4回の買収会合を開催し、出席者に現金を供与し、出席者においてそれらの供与を受けたという被疑事実の刑事事件において無罪判決ないしは控訴棄却の決定を受けた被告人13人ないしその相続人ら(以下、「原告ら」という)が、鹿児島県及び国(以下、「被告ら」という)に対して、国家賠償法に基づく賠償請求をした事案。

本件判決は、原告らの主張する各違法の主張について、県警が合理的な嫌疑を欠いたまま捜査をしたとの主張に対しては、捜査幹部の誤った筋読みに沿った虚偽の自白(一部の被疑者が自白していた)に基づき、被疑者らの身柄拘束を行った違法があるとし、脅迫・偽計等の違法な手段を用いた捜査が行われた違法があるとの主張に対しては、警察官の捜査の一部に害悪の告知など、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度を超えた違法があったものと判示し、警察官及び検察官が取調べにおいて弁護人との接見内容を聴取して調書化したことが秘密交通権の侵害に当たる違法があるとの主張に対しては、被疑者らと弁護人らとの信頼関係の構築が困難になったと認定した上で、その取調べ及び調書化したことが違法であると判示し、起訴後の取調べがされた違法があるとの主張に対しては、その違法性はないものと判示し、検察官が合理的な嫌疑を欠いたまま、公訴提起及び公訴追行等をした違法があるとの主張に対しては、順次公訴提起されたもののうち、捜査の進展に従い、客観的な証拠の収集状況等に照らして自白の内容に不自然な点が多数あり、買収会合の開催日の一部について候補者の出席が極めて困難な状況があったことが判明したことに加え、先行して公訴提起した事件の公判において、被告人全員が否認に転じた状況後の公訴提起については合理的理由が欠如しており、相互に密接に関連する買収会合の先行事件についての公訴の取消し等を検討することなく漫然と公訴追行を維持したことは、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くさず、適法な公訴提起がなされた後の公訴追行が違法と評価されるべき特段の事情に当たり、さらに、その後の被告人らの身柄拘束についても、検察官が、裁判所に対し、勾留の必要がなくなったとして勾留の取消しを請求し、あるいは、保釈を相当とする意見を提出すべきであったのにこれを怠ったことが、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くさず違法であると判示した。

原告らの被告らに対する各2200万円(相続人らについては2200万円を法定相続分で按分)の賠償請求に対し、刑事補償法に基づく保証金として受領した金額のほかに各460万円(慰謝料400万円、弁護士費用60万円、相続人らについては460万円を法定相続分で按分)の限度で認めた。

【公法】

(17) 東京地判平成25年2月26日 判例タイムズ1414号313頁

平成24年(行ウ)第223号 と畜場設置許可取消処分取消請求事件(第1事件)、平成24年(行ウ)第293号 と畜検査員任命等義務付け請求事件(第2事件)、平成24年(行ウ)第457号 追加的併合申立事件(第3事件)(一部訴え却下、一部認容、控訴(後和解))

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/631/083631_hanrei.pdf

中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合である原告は、と畜場法4条1項に基づくと畜場設置許可を受け、八王子市から借り受けた建物において、と畜場を運営していたが当該建物の貸付契約が終了し、建物を使用できなくなったとの理由で、八王子市長から、と畜場設置許可を取り消す旨の処分があったため、原告は、建物について賃借権を有することを仮に定める旨の仮処分決定を受けると共に、取り消し処分の執行停止決定を受けた上で、と畜場法14条に規定する

とさつ等の検査を行う権限を有する八王子市長に対し、当該検査の申請をしたが、同市長はと畜検査員に検査を行わせなかった。そこで、原告は、取消処分の取り消しを求めると共に、原告による検査の申請について同市長が何らの処分をしないことの違法確認及びと畜検査員に検査を行わせることの義務付けを求めた。

本判決は、本件建物の貸付契約は、借地借家法の適用のある賃貸借契約に該当し、更新拒絶の正当事由は認められないから、貸付契約は存続しており、本件取消処分は処分事由を欠くという実体上の違法があるとし、聴聞手続を行わなかったことに手続上の違法もあり、本件取消処分は取り消されるべきとし、義務付けの訴えについても、原告の訴えは適法であるとしたうえで、と畜場の設置許可がされている場合に、市長が検査の申請に応じて検査を行うべきことはと畜場法の規定から明かであるとして、同市長に対してと畜検査員に検査を行わせるよう義務づけた。

【社会法】

(18) 最三判平成27年9月8日 最高裁HP

平成26年(行ヒ)第406号 一般疾病医療費支給申請却下処分取消等請求事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/309/085309_hanrei.pdf

最高裁判所は、在外被爆者が日本国外で医療を受けた場合における、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律18条1項(一般疾病医療費の支給について定める)の適用の有無について、これを肯定した。

(19) 大阪地判平成26年9月10日 判例時報2261号128頁

平成24年(行ウ)第49号・平成24年(ワ)第4909号・平成25年(行ウ)第75号・平成26年(行ウ)第59号 建物使用不許可処分取消等請求事件(第一事件)、建物明渡請求事件(第二事件)、建物使用不許可処分取消等請求事件(第三事件)、使用不許可処分取消等請求事件(第四事件)(一部認容、一部棄却(控訴))

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/990/084990_hanrei.pdf

大阪市(被告)の職員が加入する労働組合等(原告ら)が市本庁舎内のスペースを期間一年間とする目的外使用許可を毎年受けて組合事務所として使用していたところ、市議会で労働組合員が勤務時間中に市長の対立候補を支援する政治活動を行っていた旨が指摘されると、市長が政治団体である労働組合等には公の施設から出て行ってもらうなどと述べ、平成24年度以降目的外使用を不許可とし、団体交渉の申入れにも応じず、原告らに対し本件スペースからの退去を求めた。市長は、「労働組合等の組合活動に対する便宜の供与は、行わないものとする。」という文言による条例を可決・施行させ、同条例及び余剰スペースの不存在を理由に、平成24年度から平成26年度まで不許可処分を行った。原告らは、各不許可処分につき順次訴訟を提起してその取消を求めるとともに(その後、平成24年度及び平成25年度については、審理中に使用に係る期間が経過したため、取消の訴えが取り下げられた)、平成26年度に係る使用許可処分の義務付けを求め、国家賠償を求めた。被告は、原告らに対し、所有権に基づき本件スペースの明渡を求めた。

裁判所は、判断枠組みの基礎につき、最高裁第3小法廷平成18年2月7日判決(民集60・2・401)を参照した上で、(1)労働組合等にとって使用の必要性が大きいからといって施設管理者において労働組合等の活動のためにする庁舎の使用を受忍し、許容しなければならない義務を負うものではないが、労働組合等の使用の必要性が大きいことは否定できず、過去継続的に許可してきた場合には労働組合等の利用が当該地方公共団体の庁舎の用途又は目的を妨げるものではなかったことが推認され、不許可によって組合活動に著しい支障が生じることは明らかであるから、不許可処分については、施設管理者側の庁舎使用の必要性がどの程度増大したか、職員の団結権等に及ぼす支障の有無・程度、施設管理者側の団結権等を侵害する意図の有無等を総合考慮して、裁量権の逸脱・濫用の有無を判断すべきとし、(2)被告に明渡を求めざるを得ない程度の庁舎使用の必要性は認められない、(3)市庁舎内に組合事務所が存在することと庁舎内で違法な政治活動が行われることとの高い関連性を認めることはできない、(4)市長が職員の団結権等が侵害されることを認識していたことは明らかで、むしろその意図を有していたとみざるを得ない、(5)条例の定めが直ちに違法となるものではないが、市長の指示の制度化と認められ、従前労使関係において特段問題が生じていなかった労働組合等が同条例によって従前の便宜供与を廃止されることに合理的根拠は見出しがたく、同条例の定めは、少なくとも同条例が適用されなければ違法とされる被告の行為を適法化されるために適用される限りにおいて職員の団結権等を違法に侵害するものとして憲法28条又は労働組合法7条に違反して無効、(6)平成25年度及び平成26年度も平成24年度と有意な差は認め難い、などと判示し、被告の裁量権の逸脱・濫用を認め、各不許可処分を違法とし、平成26年度の不許可処分を取り消し、同年度の目的外使用許可処分の義務付けを認め、各年度につき10万円の無形損害及び弁護士費用1万円の国家賠償請求を認容した。

【その他】

(20)東京地判平成27年3月27日 判例時報2260号70頁

平成26年(ワ)第27949号 損害賠償等請求事件 却下,棄却(控訴)

Xは弁護士A,Bに訴訟事件を依頼し,Cらに対する訴訟を提起し勝訴判決を得て判決が確定した。Cが任意弁済しなかったためBは所属弁護士会に弁護士法23条の2に基づきY株式会社を相手方として,敷金返還請求権等に係る差押命令の申立をすることを理由とし,照会事項の報告を求めるとを申し出,弁護士会はYに照会したが,Yは賃借人の個人情報に関して回答できない旨報告した。そこでXはYに対し回答拒否につき不法行為に基づき1万円の慰謝料を請求するとともに中間確認の訴えとして報告義務のあることの確認を請求した。

本判決は,弁護士会照会に係る報告を得ることによる利益は事実上の利益にとどまり法律上保護される利益に当たるといふことはできないとして不法行為を否定し,中間確認の訴えについては,被告が報告義務を負うことは損害賠償請求の前提問題であるから訴えの利益はあり,適法であるとしたが,不法行為が成立しない以上,報告義務を負うか否かを裁判所が判断する必要はなく先決性の要件を欠くから不適法であるとして却下した。

【紹介済判例】

東京地判平成25年3月1日 判例タイムズ1414号375頁

平成22年(ワ)第38003号 出版差止等請求事件(一部認容,確定)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/051/083051_hanrei.pdf

法務速報143号15番で紹介済

知財高判平成25年3月13日 判例タイムズ1414号244頁

平成24年(行ケ)第10059号 審決取消請求事件(請求棄却,確定)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/080/083080_hanrei.pdf

法務速報153号12番で紹介済

東京高判平成25年5月22日 判例タイムズ1414号164頁

平成24年(ネ)第3762号 土地建物所有権移転登記抹消登記等請求控訴事件(控訴棄却,確定)

法務速報153号2番で紹介済

大阪高判平成26年8月28日 金法2024号94頁

平成25年(ネ)第3473号 損害賠償請求控訴事件(原判決変更・請求一部認容)

法務速報167号37番で紹介済

知財高判平成26年10月22日 判例タイムズ1414号227頁

平成25年(ネ)第10089号 著作権侵害差止等請求控訴事件(控訴棄却,上告受理申立)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/579/084579_hanrei.pdf

法務速報168号8番で紹介済

最一判平成27年2月19日 判例タイムズ1414号147頁

平成25年(受)第650号 株主総会決議取消請求事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/875/084875_hanrei.pdf

法務速報167号9番で紹介済

最大判平成27年3月4日 判例タイムズ1414号140頁

平成24年(受)第1478号 損害賠償請求事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/909/084909_hanrei.pdf

法務速報167号33番で紹介済

最二判平成27年3月27日 判例タイムズ1414号131頁

平成25年(オ)第1655号 建物明渡等請求事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/994/084994_hanrei.pdf

法務速報168号17番で紹介済

最一判平成27年4月9日 判例時報2261号145頁
平成24年(受)第1948号 損害賠償請求事件(破棄自判)
法務速報168号1番で紹介済

最三決平成27年4月15日 判例時報2260号129頁
平成27年(シ)223号 保釈許可決定に対する抗告の決定に対する特別抗告事件(取消自判)
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/051/085051_hanrei.pdf
法務速報169号19番で紹介済

最三決平成27年4月15日 判例タイムズ1414号152頁
平成27年(シ)第223号 保釈許可決定に対する抗告の決定に対する特別抗告事件(取消自判)
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/051/085051_hanrei.pdf
法務速報169号19番で紹介済

最三判平成27年4月28日 判例時報2261号122頁
平成26年(行ヒ)第75号 審決取消等請求事件(上告棄却)
法務速報169号24番で紹介済

最三判平成27年4月28日 判例タイムズ1414号123頁
平成26年(行ヒ)第75号 審決取消等請求事件(上告棄却)
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/064/085064_hanrei.pdf
法務速報169号24番で紹介済

2.平成27年(2015年)9月27日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 189 22

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律

・・・労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策に関する基本理念,国の責務等,労働者の雇用形態による職務・待遇の相違の実態,雇用形態の転換の状況等に関する調査研究等を定めた法律。

・衆法 189 35

琵琶湖の保全及び再生に関する法律

・・・琵琶湖の保全・再生に関する基本方針,琵琶湖の保全・再生に関し実施すべき施策に関する計画の策定,その実施を推進する等の措置等を定めた法律。

・衆法 189 38

公認心理師法

・・・心理に関する支援を要する者等の心理に関する相談,援助等の業務に従事する者の資質の向上・業務の適正を図るため,公認心理師の資格を定めた法律。

・参法 189 22

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律

・・・瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念,府県計画の策定時における協議会の意見聴取,漂流ごみ等の除去,生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある動植物の駆除,環境の調査等について定めた法律。

・閣法 189 32

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律

・・・独立行政法人種苗管理センター等を解散し,これらの業務を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構に承継させること,独立行政法人水産大学校を解散し,その業務を国立研究開発法人水産研究・教育機構に承継させること等を定めた法律。

・閣法 189 34

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律

・・・特定の個人を識別できる符号を個人情報として位置付け,当該符号の削除等により個人情報の復元ができないように加工した匿名加工情報の取扱いの規律を定め,個人情報等の取扱いの監督を行う個人情報保護委員会を設置し,預金等に係る債権の額の把握に関する事務を個人番号利用事務に追加すること等を定めた法律。

・閣法 189 43

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律

・・・特定労働者派遣事業の制度の廃止,労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所ごとに派遣可能期間を設けること等を定めた法律。

・閣法 189 50

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律

・・・青少年の雇用に関し,一定の求人者からの求人申込みの不受理・職業選択に資する情報提供制度,職場への定着促進に関する取組等の実施状況が優良であること等の基準に適合する事業主に係る認定制度,キャリアコンサルタントの登録制度等の創設等を定めた法律。

・閣法 189 54

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律

・・・特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを各省等の任務とし,当該重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務を各省等の所掌事務とすること

等を定めた法律。

・閣法 189 55

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律

・・・国の職員が公共施設等の運営等に関する専門的な知識・技能を必要とする業務に従事するために公共施設等運営権者の職員として在職した後引き続いて国の職員となった場合における退職手当の特例を設けること等を定めた法律。

・閣法 189 60

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律

・・・矯正医官について、兼業の許可及び勤務時間等に関する国家公務員法の特例を設けることを定めた法律。

・閣法 189 68

医療法の一部を改正する法律

・・・地域医療連携推進法人の認定制度の創設、医療法人の合併及び分割に係る規定の整備、医療法人の理事の責任、計算書類等に係る規定の整備等について定めた法律。

・閣法 189 71

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律

・・・農業協同組合等について、目的の明確化、事業の執行体制の強化、株式会社等への組織変更を可能とする規定の整備、農業協同組合中央会の廃止、農業委員会の委員の選任方法の公選制から市町村長による任命制への移行等を定めた法律。

・閣法 189 72

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律

・・・日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に際して実施する防衛出動等の対処措置、我が国の平和・安全に重要な影響を与える事態に際して実施する合衆国軍隊等に対する後方支援活動等について定めた法律。

・閣法 189 73

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律

・・・国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、日本が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるものに際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことを定めた法律。

・閣法 189 75

航空法の一部を改正する法律

・・・無人航空機の飛行による危害の発生を防止するため、無人航空機の飛行の禁止空域及び飛行の方法についてを定めた法律。

3.9月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

相原佳子 編 青林書院 328頁 4,104円

Q&A 子どもをめぐる離婚事件実務 弁護士が知っておくべき基礎知識

森 公任/森元みのり 編著 新日本法規 316頁 3,780円

簡易算定表だけでは解決できない 養育費・婚姻費用算定事例集

阿部信一郎/関口 博/清水建夫 編著 三協法規出版 344頁 4,104円

企業法務の実務Q&A

赤沼康弘/池田恵利子/松井秀樹 編集代表 民事法研究会 569頁 5,616円

Q&A成年後見実務全書 第2巻 法定後見

加藤雅信 著 信山社 728頁 10,584円

迫りつつある債権法改正

4.9月の主な発刊書籍一覧 (公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

阿部・井窪・片山法律事務所 編 民事法研究会 764頁 6,912円
法務リスク・コンプライアンスリスク 管理実務マニュアル-基礎から緊急対応までの実務と書式-

加藤真朗 編著 日本加除出版 396頁 3,996円
有価証券報告書等虚偽記載の法律実務 粉飾決算・会計不正による損害賠償責任

高部真規子 著 金融財政事情研究会 318頁 3,888円
実務詳説 商標関係訴訟

村上政博/栗田誠/矢吹公敏/向宣明 編 中央経済社 523頁 6,696円
独占禁止法の手続と実務

勝田一男 著 中央経済社 241頁 3,024円
監査等委員会・社外取締役・多重代表訴訟の実務と登記手続き

金子 修 編集代表 商事法務 564頁 6,264円
一問一答・国際的な子の連れ去りへの制度的対応 ハーグ条約及び関連法規の解説

5. 発刊書籍<解説>

「簡易算定表だけでは解決できない 養育費・婚姻費用算定事例集」

自営業者の場合、給与所得と自営所得がある場合、無収入の場合、債務がある場合、離婚後に新しい家庭ができた場合、成人した子が未成熟子に当たる場合、住宅ローンの問題などについて、裁判例を踏まえて具体的に解説されている。実務上ありうる事例が取り上げてあるため、手元にあると、確認ができて便利だと思われる。

「法務リスク・コンプライアンスリスク 管理実務マニュアル 基礎から緊急対応までの実務と書式」

製品や事業活動におけるさまざまな「偽装」、製品・商品の欠陥・事故、取引先の信用リスクの管理、税務・会計コンプライアンスと企業情報の開示、インサイダー取引規制、知的財産権の取得・利用・管理に対する法的リスクなどの具体例について、体制整備、発生時の対応などにつき、書式、記載例を示して解説されており、対応する際に、参考になると思われる本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。